

障 発 0805 第 2 号
平成 23 年 8 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の制定について

近年の精神保健福祉士を取り巻く環境の変化と精神保健福祉士に求められる役割等を踏まえ、平成 24 年度以降に精神保健福祉士の養成施設等に入学する者に係る教育の内容等の基準等を見直すこととし、「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 103 号）」等の関係省令等を改正したところであり、その内容については下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を行っていただくとともに、円滑な施行について特段の配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

- 1 精神保健福祉士法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正
 - （1）実務経験対象施設の範囲の見直し（施行規則第 2 条）

職域の拡大に伴い、実務経験施設の範囲の見直しを行う。（新旧第 2 条）
 - （2）精神保健福祉士試験の科目の見直し（施行規則第 5 条）

精神保健福祉士の教育課程の見直しに伴い、試験科目の見直しを行う。（新旧第 5 条）
 - （3）試験科目の免除（施行規則第 6 条）

社会福祉士の資格取得者について、社会福祉士の養成課程との共通科目の免除を拡大する（1 科目）。

2 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下、「指定規則」という。）の一部改正

(1) 教育課程の内容の見直し（指定規則別表第1）

ア 司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられるなど、精神保健福祉士の活動分野の拡大に配慮し、一般養成施設については、共通科目に障害者に対する支援と障害者自立支援制度を加えて、時間数を現行の1, 110時間から1, 200時間に拡充する。

イ 実践力の高い精神保健福祉士を養成するため、一般養成課程については、演習の時間数を現行の60時間から90時間に拡充する。

(2) 教員要件の見直し（第5条第1号ト、第2号イ）

実習・演習の質の確保と標準化を図るため、精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習指導及び実習を教授する教員については、次に掲げる者のいずれかであることとする。

ア 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師として5年以上担当した経験のある者

イ 専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者

ウ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

エ 厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了した者（平成26年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。）

なお、経過措置として、平成24年3月31において現に実習・演習を担当する教員であって、上記アからエまでに該当しない者においては、平成27年3月31日までの間、引き続き実習・演習を担当することができるものとする。

(3) 施設又は設備の基準の見直し（指定規則第5条リ）

精神保健福祉援助演習を行うための演習室と実習指導室との兼用を認めるなど、現行の施設又は設備の基準を見直す。

(4) 実習施設等の要件の見直し（指定規則第5条ヲ及びワ、第2号イ）

ア 実習施設等における精神保健福祉援助実習の受入れについて、必要な実習指導者が配置されていれば、実習指導者の数に応じて、より多くの生徒を受け入れることが可能となるよう、指定規則第3条第10号に掲げる実習施設等において指導を行う実習指導者の数は、

同時に指導を行う学生5人につき1人以上とすること。

イ 実習の質の確保と標準化を図るため、実習施設等において精神保健福祉援助実習を行う実習指導者の資格要件は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者であること。

なお、経過措置として、上記イの規定にかかわらず、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成27年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば実習指導者の資格要件を満たすものとする。

(5) 情報の開示（指定規則第5条タ、第2号イ）

養成施設に入所しようとする者等の選択に資するようにするため、入所し、又は入所しようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されていること、また、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこととする。

(6) 通信課程の基準の見直し（第5条第2号、別表第3）

通信課程における教育では、精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術の理解のみならず、精神保健福祉士に求められている役割や援助対象者の理解等を深めることが重要となることから、専門科目及び演習に係る面接授業を維持しつつ、さらに実習指導に関する面接授業を取り入れて、通信課程の教育方法について充実を図る。

また、通信課程における実習について、従前においては通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数とし、充実を図る。

3 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の制定

平成22年12月に成立した、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、精神保健福祉士法が改正され、従来、厚生労働大臣が指定することとされていた「精神障害者の保健及び福祉に関する科目」及び「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目」を文部科学省令・厚生労働省令で定めることとされたことを受け、制定する。

(1) 法第7条第1号、第4号及び第7号に規定する精神保健福祉士の受験資格を取得するために学校等で取得することが必要な精神障害者の保健

及び福祉に関する科目（指定科目（※））を定める。

(2) 法第7条第2号、第5号及び第8号に規定する精神保健福祉士の受験資格を取得するために学校等で取得することが必要な精神障害者の保健及び福祉に関する科目（基礎科目（※））を定める。

(※) 当該科目のうち実習演習科目については、時間数、教員の資格、その他実施に必要な事項についても併せて規定する。

(※) (1) 及び (2) については、2で改正する精神保健福祉士一般養成施設等と同様の内容

(3) (1) のうち実習演習科目については、この省令の要件に適合することについて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認を受けることができることと定める。

4 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第1条カの規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設の一部改正
1 (1) の改正に伴い、所用の改正を行う。

5 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設の制定
1 (1) の改正に伴い、制定する。

6 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第1号ヲ及び精神保健福祉に関する科目を定める省令第1条第8項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の制定
2 (2) エ及び3の改正に伴い、実習演習担当教員を養成するための講習会に関する基準を制定し、以下について定める。
(1) 講習会の実施者は法人であること。
(2) 講習会における科目、履修方法及び時間数
(3) 精神保健福祉士実習指導者講習会修了証の交付

7 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第1号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第1条第3項第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準の制定
2 (4) 及び3の改正に伴い、実習指導者を養成するための講習会に関する基準を制定し、以下について定める。
(1) 講習会の実施者は法人であること。
(2) 講習会における科目、履修方法及び時間数

(3) 精神保健福祉士実習指導者講習会修了証の交付

8 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第1号ト(4)及び精神保健福祉に関する科目を定める省令第1条第3項第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める者の制定

2(2)エの改正に伴い、制定する。

9 その他

精神保健福祉士法第7条第1号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目(平成20年厚生労働省告示第307号)及び精神保健福祉士法第7条第2号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成20年厚生労働省告示第308号)については、3の制定に伴い、廃止する。